

新

旧

■ ○目次 (P2)

1 県民の皆さん	3
略	
2 事業所・店舗	
(1) すべての事業所・店舗において対応すべき事項(共通事項)	4
(2) 共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項(個別事項)	
① 飲食店(接待を伴う飲食以外)	7
② 小売業(スーパーマーケット、各種物販店)	8
③ 観光業(宿泊施設、観光施設)	9
④ 遊技施設等(カラオケ店、ライブハウス、パチンコ店、ゲームセンター等)	10
⑤ 接待を伴う飲食店(「夜の街」)	12
⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、合唱サークル、カラオケ教室等、マージャン店	13

3 県の催事施設

略

■ ○目次 (P2)

1 県民の皆さん	3
略	
2 事業所・店舗	
(1) すべての事業所・店舗において対応すべき事項(共通事項)	4
(2) 共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項(個別事項)	
① 飲食店(接待を伴う飲食以外)	7
② 小売業(スーパーマーケット、各種物販店)	8
③ 観光業(宿泊施設、観光施設)	9
④ 遊技施設等(カラオケボックス、ライブハウス、パチンコ店、ゲームセンター等)	10
⑤ 接待を伴う飲食店(「夜の街」)	12
⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、合唱サークル、カラオケ教室等、マージャン店	13

3 県の催事施設

略

(新旧対照表) イベント開催方針の変更について

新

旧

■ ○ 2 事業所・店舗 (P5)

略

■ ○ 2 事業所・店舗 (P5)

略

③ 密閉対策

略

③ 密閉対策

略

④ 密接対策

④ 密接対策

防止対策

具体的な方法・注意点

飛沫対策

- 従業員のマスク着用 (必須)
(フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可)
- 入場者のマスク着用 (励行徹底)
(フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可)
- 対面場面の遮断措置
 - ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等、パーティションで遮断。
 - ・ 会計時のキャッシュレス決済の積極的導入。

防止対策

具体的な方法・注意点

飛沫対策

- 従業員のマスク着用 (必須)

- 入場者のマスク着用 (励行徹底)

- 対面場面の遮断措置
 - ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等、パーティションで遮断。
 - ・ 会計時のキャッシュレス決済の積極的導入。

新

旧

■ ○ 2 事業所・店舗 (P 1 0)

④ 遊技施設等

<カラオケ店、ライブハウス>

- 密集した状況で歌唱を行う特性のあるカラオケ店、ライブハウスについては、飛沫感染のリスクをできるだけ低減することが重要であり、以下の感染防止対策を実施。
 - ・ 入室人数を制限し、利用者間の距離を確保。カラオケ店の場合は、小部屋のイスの削減、家族限定の利用等を実施。
 - ・ 受付カウンターの受付及び会計の列の間隔を確保するための床サイン等の実施。
 - ・ 滞在時間短縮のため、酒類の提供時間を短縮。
 - ・ カラオケ店の個室は30分に1回以上、数分間程度、扇風機活用により扉から換気。館内の換気にも特に留意。
 - ・ 歌唱にあたってのマスク着用又はパーティションの設置。スタンドマイクの活用。
 - ・ 歌唱者以外の者の声援や応援、入り待ちや出待ちを控える。
 - ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

略

■ ○ 2 事業所・店舗 (P 1 0)

④ 遊技施設等

<カラオケボックス、ライブハウス>

- 密集した状況で歌唱を行う特性のあるカラオケボックス、ライブハウスについては、飛沫感染のリスクをできるだけ低減することが重要であり、以下の感染防止対策を実施。
 - ・ 入室人数を制限し、利用者間の距離を確保。カラオケボックスの場合は、小部屋のイスの削減、家族限定の利用等を実施。
 - ・ 受付カウンターの受付及び会計の列の間隔を確保するための床サイン等の実施。
 - ・ 滞在時間短縮のため、酒類の提供時間を短縮。
 - ・ カラオケボックスの個室は30分に1回以上、数分間程度、扇風機活用により扉から換気。館内の換気にも特に留意。
 - ・ 歌唱にあたってのマスク着用又はパーティションの設置。スタンドマイクの活用。
 - ・ 歌唱者以外の者の声援や応援、入り待ちや出待ちを控える。
 - ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

略

新

旧

■ ○ 2 事業所・店舗 (P 1 4)

■ ○ 2 事業所・店舗 (P 1 4)

<理美容業>

<理美容業>

略

略

<合唱サークル、カラオケ教室等>

<合唱サークル、カラオケ教室等>

○ 合唱は、県内クラスターの原因となった行為であり、合唱サークルやカラオケ教室等については、歌唱の際、特に留意が必要である。

○ 合唱は、県内クラスターの原因となった行為であり、合唱サークルやカラオケ教室等については、歌唱の際、特に留意が必要である。

- ・ 大声または大人数での歌唱、声援行為は、屋外または、少人数毎に分けて行うこと。
- ・ 歌唱者同士、又は歌唱者とそれ以外の者との間隔を確保。(できるだけ2 m。最低1 m。)
- ・ 円陣になりお互いに対面した歌唱、声援行為の禁止。
- ・ 歌唱する者以外はマスク着用。
- ・ 歌唱が終わるたびに頻繁に換気。
- ・ レッスンとレッスンの間隔は、換気・清掃等を十分に行えるだけの時間を設けること。

- ・ 大声または大人数での歌唱、声援行為は、屋外または、少人数毎に分けて行うこと。
- ・ 歌唱者同士、又は歌唱者とそれ以外の者との間隔を 2 m以上確保
- ・ 円陣になりお互いに対面した歌唱、声援行為の禁止。
- ・ 歌唱する者以外はマスク着用。
- ・ 歌唱が終わるたびに頻繁に換気。
- ・ レッスンとレッスンの間隔は、換気・清掃等を十分に行えるだけの時間を設けること。

<マージャン店>

<マージャン店>

略

略

(新旧対照表) イベント開催方針の変更について

新

旧

■ ○ 3 県の催事施設 (P16)

■ ○ 3 県の催事施設 (P16)

- イベントの規模要件(人数・収容率等)は以下のとおりとする(1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能)。詳細は、[令和2年11月12日付内閣官房事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」](#)に則る。

- イベントの規模要件(人数・収容率等)は以下のとおりとする(1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能)。詳細は、[令和2年9月11日付内閣官房事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」](#)に則る。

	収容率	人数上限
屋内	50%以内	5,000人
屋外	十分な間隔(できれば2m)	5,000人

	収容率	人数上限
屋内	50%以内	5,000人
屋外	十分な間隔(できれば2m)	5,000人

業種別ガイドラインの見直しを前提に、マスク着用率100%など必要な感染防止対策(※1)が担保される場合、以下の要件へ緩和可。

業種別ガイドラインの見直しを前提に、マスク着用率100%など必要な感染防止対策が担保される場合、以下の要件へ緩和可。

	収容率	人数上限
イベントの種類	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの <small>(例)クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等</small> ・飲食を伴うが発声がないもの(※2)	大声での歓声・声援等が想定されるもの <small>(例：ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等)</small>
	100%以内 <small>〔席がない場合は適切な間隔(最低限人と人とが接触しない程度の間隔)〕</small>	50% (※3) 以内 <small>〔席がない場合は十分な間隔(1m)〕</small>

	収容率	人数上限
イベントの種類	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの <small>(例：クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等)</small>	大声での歓声・声援等が想定されるもの <small>(例：ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等)</small>
	100%以内 <small>〔席がない場合は適切な間隔(最低限人と人とが接触しない程度の間隔)〕</small>	50% (※3) 以内 <small>〔席がない場合は十分な間隔(1m)〕</small>

※1 必要な感染防止対策：①消毒の徹底、②マスク着用の担保、③参加者及び出演者の制限、④参加者の把握、⑤大声を出さないことの担保、⑥密集の回避、⑦演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除、⑧催物前後の行動管理(令和2年9月11日付内閣官房事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」別紙3より)

※1 必要な感染防止対策：①消毒の徹底、②マスク着用の担保、③参加者及び出演者の制限、④参加者の把握、⑤大声を出さないことの担保、⑥密集の回避、⑦演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除、⑧催物前後の行動管理(令和2年9月11日付内閣官房事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」別紙3より)

※2 これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、イベント中の発声がないことを前提とし、今後、必要な感染防止策が担保される場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と同様に取り扱うことを可とする。

※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

新

旧

■ ○ 3 県の催事施設 (P18)

■ ○ 3 県の催事施設 (P18)

(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント

(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント

- 歌唱や演奏、演劇等のステージイベントは、密閉空間で大声をあげたり、多くの観客が集まって密集する恐れがあるため、徹底した感染防止対策が求められる。
- 密閉空間で大声を発するもの等は、業界が策定したガイドラインによる厳格な対応を実施。

- 歌唱や演奏、演劇等のステージイベントは、密閉空間で大声をあげたり、多くの観客が集まって密集する恐れがあるため、徹底した感染防止対策が求められる。
- 密閉空間で大声を発するもの等は、業界が策定したガイドラインによる厳格な対応を実施。

<主催者・会場管理者>

<主催者・会場管理者>

- ・ 飛沫防止のため、ステージと観客席との間に十分な距離を確保。
- ・ 観客の入退場時の密集回避。
- ・ 出演者と観客が接触するような演出や企画はなるべく避けること。
(例：握手会など)

- ・ 飛沫防止のため、ステージと観客席との間に十分な距離を確保。
- ・ 観客の入退場時の密集回避。

<ステージ出演者（歌唱者、演奏者など）>

<ステージ出演者（歌唱者、演奏者など）>

- ・ 出演者同士の間隔を確保。(できるだけ2 m。最低1 m。)
- ・ マイクは使い回しを禁止。また適宜消毒を実施。
- ・ 特に管楽器は個人管理を徹底し、他人が触れないようにする。
- ・ 観客が声をあげたり、接触するような演出の禁止。
- ・ 楽屋などでの3密回避。

- ・ 出演者同士の間隔を2 m以上確保。_____
- ・ マイクは使い回しを禁止。また適宜消毒を実施。
- ・ 特に管楽器は個人管理を徹底し、他人が触れないようにする。
- ・ 観客が声をあげたり、接触するような演出の禁止。
- ・ 楽屋などでの3密回避。

<観客>

<観客>

- ・ ステージ出演者への声援や歌唱の禁止。
- ・ ステージ出演者の入り待ち、出待ちの禁止。

- ・ ステージ出演者への声援や歌唱の禁止。
- ・ ステージ出演者の入り待ち、出待ちの禁止。

新

旧

■ ○ 3 県の催事施設 (P19)

<ステージ出演者所属事務所>

- 所属タレント等、事務所関係者の、日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底。
- 毎日、所属タレント等、事務所関係者の健康チェック（検温、体調確認）。
- 体調不良者を、ステージ本番、稽古、リハーサル、打合せ等へ参加させないよう徹底。
- 稽古、リハーサル、打合せ、移動、休憩等、あらゆる場面（出演時を除く）でのマスク着用、手指消毒、3密回避の徹底。
- 稽古場、リハーサル会場、打合せ場所、移動中車内、楽屋等の換気、清掃、消毒の徹底。
- 出演に際し、適切な感染防止対策が整っているイベントであるか事前に十分検討し、感染防止対策が不十分なイベントへは所属タレントを派遣しない。
- 事務所スタッフや出演者家族等、関係者の帯同や立会いは必要最低限の人数とする。
- ステージ衣装や小道具等は、使用の都度、洗濯ないしは交換。
- 共同生活の場合における、手指消毒や3密回避等、基本的な感染防止対策の徹底。